

第3回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成31年2月14日（木）午後2時00分～3時50分 |
| 開催場所 | 佐倉市役所1号館6階大会議室 |
| 出席者 | 石原 茂樹委員、宇田川 光三委員、内川 浩明委員、大久保 和夫委員、 小原 和夫委員、川根 紀夫委員、小林 眞智子委員、深沢 孝志委員 |
| 欠席者 | 西廣 直子委員 |
| 事務局 | 佐藤幸恵（福祉部長）、三須裕文（社会福祉課長）、林田成広（社会福祉課管理班班長）、舎人樹央（社会福祉課地域福祉班班長）、福山聡昭（社会福祉課主査補）、山本あずさ（社会福祉課主査補）、杉山拓巳（社会福祉課主任主事） |
| 議 題 | 1. 議事 （1）市民意識調査の調査結果について （2）第4次佐倉市地域福祉計画について |
| 配布資料 | 資料1 平成30年度市民意識調査結果（速報値から） 資料2-1 第4次佐倉市地域福祉計画の概要（案） 資料2-2 第4次佐倉市地域福祉計画の基本理念・基本目標の概要（案） 資料3 第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告より 「地域の支え合い、助け合い」 まとめ |
| 傍聴人 | なし |

〔 顛 末 〕

1. 開 会

今回の議事録確認者は、小林会長と深沢委員の2名であることが確認された。

2. 議事

（1）市民意識調査の調査結果について

【資料1】に基づいて、事務局から説明を行った。

○意見、質疑等

【会長】

事務局のほうから、市民意識調査の調査結果について、説明していただきました。この調査結果は、地域福祉計画の成果指標になっているとともに、今年度は、相談支援の体制や民生委員・児童委員の設問についても、調査が行われております。今、自由意見を含めて、説明がありましたが、こちらの調査結果を受けて、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

資料は事前に送付されていますし、順番にご意見を聴いていきたいと思っております。

【委員】

質問はないが、だいたい予想がつくような指摘が多く、例えば、行政のほうもPRとか、相談機関を知らないとか、よく出てくるけれども、基本的には使う方の側も、直接関係ないと、気にしないというのが普通。なので、どこで、どの程度まで情報発信をしていくかというのは、これからの課題になってきて、あとは、もう1つ大きいところでは、支え合いなどは注目されていると思うが、今、広報をいろいろやっているが、もっとたくさん本当はあって、そこをどうやって知っていただくようにするのか、参加してもらうようにするのかというのは気になるが、やはりその方策というか、方法というかそれは難しいのかな、地道にやっていくしかないのかなという気はしている。意見にはならないが、そう感じた。

【会長】

ありがとうございました。いろいろなところでやられているが、まだまだ少ないというところ。相談支援に対してもいろいろあるが。

【委員】

委員がおっしゃったように、だいたい想像がつく内容というところはあるが、特に困りごとがあったときに相談できる場という質問では、相談に行っても解決できなかったということもある反面、相談を聴いてもらっただけで終わってしまって、その先はつながっていないというような声があったと思う。佐倉は比較的相談の、特に専門的な相談の窓口は多いけれども、それらの窓口同士の連携とか、複数の窓口で1つの問題に対応していくという、そういうことが必要なのだということが、調査からも出てきているのではないのかなと。そのあたりは、国が言っている、地域共生社会の中でも、包括的な支援体制の構築が必要だということにつながっていくのだろうなというふうには読んだ。

【委員】

回収率だが、今まで、この種のアンケートで、回収率というのはどのような比較をしているか。要するに、この回収率が高いか低いか。

資料1の2ページ以降の、【住民同士の支え合い】、【近所からの相談等への対応】ということで、「思う」と「どちらかというと思う」を足せば、30年度も87%にしている。3ページの【近所からの相談等への対応】も、2つを足すと77%。4ページの【住民同士の気づかい】も60.1%。その次の【住民同士の交流】も、これはちょっと少ないが41.1%。【支え合い】などに対して、地域住民は、それなりに求めている、そのように取れるのではないかなと思う。

私も民生委員をやっていたが、13ページの「お住まいの地域を担当する民生委員の名前を知っていますか。」というのだけを見ても、15.4%。ちょっと相変わらず低い。根郷地区みたいに、新聞を出して、各戸に民生委員が出しているようなところは別と

して、全体的にそういう状況が続いているということは、危惧する面がある。これは議事（２）の、第４次計画のところにも出てくるので、そのときにまた触れたいと思う。

それから、ちょっと気になったのが、９ページの、「自治会等への参加が負担…、特に協議会が２年となっている…」、は任期のことだと思うが、何の協議会か。まちづくり協議会（まち協）のことを言っているのか。

【事務局】

すみません。何の協議会かは、自由意見をそのまま載せているので、あくまで想像の域になるが、まち協だと思う（委員からも同じ声）。

【委員】

まち協も、会長を２年にし、その他の委員は１年にするなどをしているが、これを書いた人はそう感じたということで、しょうがない。先ほどの回収率の件はどうか。

【事務局】

回収率は、中間報告からですが、平成 28 年度は①福祉・健康編ですと 34%、平成 29 年度は 29.3%。３割は回収できるようにということで、配布数を決めてやっている。

【委員】

３割で設定していれば。

【委員】

佐倉に転入して３年。独居老人だが、福祉関係というのは非常になかなか恵まれたところで、住みやすいところだなと思っている。

まず、市民意識調査のほうだが、何%かの誤差があり、今回から「思う」のほうに目標値を置いたが…。だいたい、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせると、80%以上と高い数値が出ていて、なぜ、「思う」のほうに目標値を設定したのか。勘ぐった見方をすると、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせると、7、80%と高い数値が出ていて、これ以上高い数値を目標とできないから、「思う」を上げようと思ったのではないかというような見方をしている。10%ぐらいは誤差値の中で、何年間かもっと長くやっていると、その違いがあるかもしれないが、この３年の中では、ほとんど誤差値というような見方をしている。

困ったときに、どこに相談に行ったらいいのかという設問があって、いろいろな窓口があり、迷うこともあるので、そのあたりについては、広報紙などで、こういうときにはここだよ、というようなことを一度まとめて出してあげれば、ある面では解決するかもしれないなと思っている。

地域包括支援センターに行きましたら、何と親切なことか、すっかり住所はどこで、

どうい生活状況かという身元調査をされた。とても親切で、それがうまく社会の中で生きてくれば、いいのではないかなと思ったとともに、どの程度生きているのかということについては、実態を知りたいなと思った。

よく施策の中に、生活困窮者というような名前が出てきたりするが、それは何を指しているのか。生活保護を受けている方なのか。実は生活困窮者の問題は非常に大きな問題だけれども、今だと移民の問題、それから高齢者が病院に押し寄せるといような問題があり、そういう基本的な福祉施策の転換期に来ていると思っている。それが、こういう計画の中に、どのように反映されていくのかというのが、ずっとこう読んでいて、気になってしょうがない。

【会長】

生活困窮者について質問がありました。事務局からよろしいでしょうか。

【事務局】

生活困窮者というのは、大まかに申しますと、生活保護になる前の段階の方。この方たちを生活保護に至らないように、支援をしていきたいと思いますというのがそもそもだった。

【委員】

数としてはどのくらいになるのか。

【事務局】

対象者ということか。対象者はいろいろだが、毎月だいたい10件ぐらいの方に、新たに支援を始めるというような状況。

【委員】

市全体で、人口17万5千人ぐらいの中で、何%ぐらいの人がそういう対象者という考えになるか。

【事務局】

そこまでは把握していないが、実は法律改正などがあり、確かに生活保護に至る前の方というのものもあるが、対象が広がった。例えば、地域で交流のない方、いわゆる自治会などに入らないとか、なかなか地域交流ができていない方ですとか、ひきこもり、いわゆる若くても家に閉じこもって仕事につかないという方に対しても、支援をしましょうということ、社会生活上の自立など、その対象がだいぶ広がっている。

【委員】

生活保護を受けている方は、市全体で何人ぐらいになるのか。

【事務局】

0.7%ぐらい。生活困窮者の対象がどのくらいというのは難しい。

【委員】

問 16～19 の設問で、16、17 と 18、19 で、何となく意識の多様化で、結果に少し差が出ていると思う。年齢だとか、転入者だとか、そういう差が出る部分というのは、2問2問であるので、この目標値自身が、先ほどから意見が出ているが、「思う」と「どちらかというと思う」というのが、多少厳しいというか、そこまで厳しくやるのかという話がある。この目標値というのが、「どちらかというと思う」まで含めていいのかなと思っている。そうすると、8割以上クリアしている。問 17 も、8割近い。そういう意味ではいいのではないかと思う。この目標値に下手に縛られると、「思う」だけでやっているの、結構厳しい数字。見る側にとっては、そこまでしなくてもみんな意識しているのだし、いいのではないのかなというのが分かれば、万々歳ではないのかなと思っている。

逆に、問 18、19 のほうは、バラけるのはしょうがないと言ったら怒られるかもしれないが、いろいろ多様化してしまっているの、そこを強引に結びつける必要もないのかなという気もする。この目標値も 2割、3割でやっているが正解なのかなということも、そこまで厳密に見ていいのかなという気がしている。

7 ページの「CW」というのは、「ケースワーカー」でしょうか。福祉的に言うとケースワーカー。ただ、いろいろな「CW」というのがある。これをずっと読んでいくと、ケースワーカーのことで間違いと思う。何か注記があるといいなと。

11 ページ、①全般の、下から 3 つ目の○、「相談は自分からで行かなければならない」は、「相談は自分で行かなければならない」でいいのではないか。

問 20 からの部分だが、これはすごく指摘、課題としては、自由意見で言っていただけのことそれぞれがいいことを言っていたでいい気がしている。ある意味では、問 21 は別だが、問 20 のほうはかなり指摘事項があるし、「どちらともいえない」というのが逆にすごく、行政、その他も含めて、主な相談機関が書いてあるが、ある意味の縦割り社会、縦割りそのもの。相談する側にとっては、どこに相談したらいいか全く分からない。何でも相談課が 1 つあって、そこから、こういう関係はこちらが専門ですよ、みたいな仕方をすれば、この「どちらともいえない」というのは変わってくる気がする。ただ、それは指摘を受けたということで、謙虚にコメントをすればそれはそれでいいのかなと思っている。

問 21 の民生委員のほうだが、成り手不足だとか、個人情報のしごらみがある。民生委員の人たちも、情報を普通であれば行政からもらえばいいが、行政の管理があるので、そういう情報は自分の足で実は入手している。そうすると、今度は引き継ぎ、次の民生委員になるときに、そのまま渡していいかという、個人情報なので、個人で集めたものなので、自分に留めないといけない。個人情報の足かせというか、そのあたりの課題がすごくあって、永遠の課題なのかもしれないが、一応、留めておくのは重

要なことなのかなど。地域を担当する民生委員の名前を知らないというのは民生委員にとってはすごく残念なことかもしれないが、これが現実なのだということは1つ認識する必要があるかなと思っている。

【会長】

先ほど、他の委員からも出たが、目標値の設定の仕方として、「思う」だけではなくて、アンケートで○を付けるときに、「思う」まではいかないけど、「どちらかというと思う」という人もいると思うし、そうすると、7、8割の人が思っているというかたちになるので、設定の仕方というのを検討してもらえれば。

相談窓口は、確かにいろいろな窓口があるが、相談を受ける側としては、どこに行ったらいいか分からないというところがあるので、何でもとにかく受けてくれるという窓口が1カ所あって、そこから担当に通してくれるというのがあるといいという意見。

民生委員のこと、この結果を見たときに、とてもショックだった。PR不足というのも確かにあるし、個人情報の件もあったが、最近は、安心キットを配布するというので、75歳以上の名簿をいただいたり、覚書を交わして、守秘義務があるので、そのようなかたちでいただいたり、平常時避難行動要支援名簿にしてもいただいているので、活動も少しずつしやすくなっているのですが、成り手不足というのは確かにある。また、何かあるとこれは民生委員となり、民生委員の仕事も広く、多様化している部分もあると思うし、この結果から見ると、まだまだPRの仕方が下手なのかなという部分があり、社会福祉課が事務局になっているので、今後、広報紙とか、やっていければと思っている。

【事務局】

目標値の設定の仕方について、承知した。

【委員】

民生委員のことだが、私も民生委員をやっていて、市からの個人情報と自分の足でかせいだ個人情報と、これは私が辞めるときに、全部、次の民生委員には引き継ぎした。関わった人たちには、あなたの個人情報は全て、次の民生委員に引き継いでありますと伝えて、そういうことをやっていると思う。

【会長】

やっている。必ず引き継ぎというのはきちんとやって、お互い守秘義務の中で、全体と2人（前任と後任）とでやっている。ありがとうございます。

【委員】

「思う」という回答をした方というのは、ある程度、解決方法まである方。「どち

らかと思う」と、「どちらともいえない」という方は、住民のみなさんは何とかしていききたい、協力していききたいという気持ちはあるのだけれど、そこから先につなげる情報がない。だから、佐倉の住民としては、かなり高いところに意識はあるのだけれども、ただ、「思う」という回答をした方は、困ったときに自分だけで解決できないのは分かっているので、誰かに相談をしたり、どこかの事業所や相談所につながることができる人は、ご本人の力があって、書いてくれた方の結果だと思う。

「どちらかと思う」と、「どちらともいえない」という方は、内容によって、解決する方法が自分では選択できない。ですから、先ほどから見ている、相談支援事業所、一般の人から言わせると、何だか分からない。名称の中に、子どもや障害と言ったものが入っていれば、こういう相談というのはある程度分かるが、どこまで、何をしてくれるのというのとはよく分かっていない。本当は先ほども意見があったが、その前に、総合窓口みたいなかたちで、どんな相談でも持ってきてくださいということでお話を聴いて、その中で、相談内容、種別を分けていく。実際、自分も相談を受けているが、こういうことで困っているという相談は本当に少ない。酷い話になると、1週間前からの話を聴いて、ようやく、このことではないですかとこちらが判断して、お話の内容を整理してあげることによってというところが必要。ですから、最初から地域包括支援センターに行けばいいですよという人は少ないですし、名前が包括というがどのようなことが相談できるのか…。民生委員さんと言っても、民生委員さんに持っていったいい相談なのか、という判断がつかない方が本当に多くいらっしゃる。

【会長】

確かに相談される方というのは、心配ごと相談などをやっているときに、頭の中できちんと整理されていない。話を1つ1つ聴いていくと、自分はこのことに困っていたのだということが分かる。話を聴くだけで、随分、自分の中で解決して帰られる方もおり、その通りだなと思った。

【委員】

先ほどの回収率の話で、委員に積極的な意味で意見をいただいて、3割あれば、統計処理上、この結果というのは代表する意見だと、そのように考えようとのスタンスなのだと思う。

たぶん、こういう調査については、関心がない、市役所から来たけど回答しないというような層の人たちが、残りの7割の中にどのくらいいるのだろう。その人たちは、あまり関心がない人たちの層なのかなということが懸念される。そういう意味で、その7割の中にそういう人たちがどのくらい入っているのかなと。ここを1回、何かのかたちで、整理できないかなというのが気になっていたところ。

自由意見の中で出てきていた、困っている人という層のキーワードで出てきたのが、独居老人ということと、高齢者のみの世帯で、病気になったときにどうするのだろう、

介護保険の対象にならないような、既存の制度の対象にならないような人たちを取り上げていたようなキーワード。このあたりを、包括的な支援体制という言葉の括りの中で考えていくのか、どうするのか。どこでどう整理するのかというのが1つあった気がした。

交流や付き合いというのを、どういう意味でみなさん考えているのかなと思った。あまり交流できていないと言っているのだけれども、実際には隣近所と挨拶はしている。挨拶している程度では交流していないということになるのかとか、自由意見の中で見られるのが、交流や付き合いというハードルを上げているのではないかなと。もっと低くてもいいのではないかなと感じた。

【会長】

回収率の問題が1つあるが、このアンケートを取る際に、1,400名に配布しているが、年齢などはどうなっているのか。

【事務局】

基本的には層化多段無作為抽出という方法で、住民基本台帳から取っているので、18歳以上の男女を対象として無作為で取っている。

層化多段なので、ある程度バラつきはないようには配慮された無作為抽出になっているはずですが（18～29歳から、10歳ごとの区分で、それぞれ構成比が約15～17%になっている）。

【会長】

今、全体的に意見をいただいて、事務局のほうから何かありましたら、お願いしたい。

【事務局】

いろいろなご意見ありがとうございました。みなさん感じられているように、統計には限界があり、本当に困っていない人は、知っていないという人もいると思う。ただ、困っているけれども知らない、本当に手を挙げられない、回答そのものをしてこない人と差があるので、私たちはこの返ってきた回答の中で、方向を見定めていく必要があるのかなと思う。みなさんご承知のとおり、3年間だけだと多少の誤差があると思うので、数値にこだわりすぎるのではなく、結果の趨勢、方向を見据えたうえで、自由意見も、1人だけの意見なのかもしれないし、背後に隠れているたくさんの意見かもしれないし、ある程度、想像と推測をしながら、考えていきたいと思う。

【会長】

ありがとうございました。それでは、次の議題に移らせてもらいたいと思う。これから、計画のほうになるが、議事（2）第4次佐倉市地域福祉計画について、事務局

のほうから説明をお願いします。

(2) 第4次佐倉市地域福祉計画について

【資料2-1】から【資料3】に基づいて、事務局から説明を行った。

○意見、質疑等

【会長】

ありがとうございました。ただいま、第4次佐倉市地域福祉計画について、説明をいただきました。前回、10月の推進委員会で、骨子案を提示させていただいたが、これを踏まえまして、資料2-1が、計画の概要（案）、資料2-2がそれに基づく、基本理念・基本目標の概要（案）ということで説明をいただきました。これらの説明について、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。また、1人ずつお願いします。

【委員】

資料2-2で、私なりの整理が正しいかどうかということをお教えしてもらいたいが、基本目標1・2は公助に属する部分で、基本目標3・4は互助・共助という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

そういう理解です。

【委員】

それから基本目標1の生活困窮者の自立支援で、生活困窮者に係る制度だけがここに登場するが、これは生活困窮者向けのいわゆる福祉計画がないので、ここに盛り込んでいるというものと、合わせて、生活困窮というものは誰でも陥る可能性を持っている。ある意味では、高齢者に特化したものでもないし、子どもに特化したものでもないので、共通するものとしてここに入れているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【委員】

地域共生社会という用語の解説が、基本目標1の下のところに載っている。人と人が丸ごとつながるといところが、地域共生社会の理念ですということになると、公助と互助・共助をつなぐことで、地域共生社会、丸ごと地域がつながるといことになんという風にしたらなるかなと考えていたところ。そのあたりを地域にいる、ここに

いる方たちで、少し議論したいなと感じた。

【会長】

今の地域共生社会について、どうか。

【事務局】

基本的に委員のおっしゃるとおりで、基本目標1が公助ということで、地域共生社会、生活困窮者の自立支援ということで書いてありますが、地域共生社会の中には互助・共助を含めた、地域社会全体でということになりますので、地域共生社会そのものは基本目標1～4の全てに包括的に掛かるものという意味で考えてはいます。

【委員】

基本目標3のところ、福祉団体への助成と更生保護活動への支援が入っているが、ここ数年、この更生保護活動がクローズアップされているということで、入れているということか。更生保護活動というところが、社会的に問題となっていたり、相談事業所のほうでは、注目をしているところ。

【事務局】

ここで、更生保護活動ということで、再犯防止推進計画というのを県で作っていきまして、それを受けて市町村でも作るようになる。その具体的な中身はというと、実際に取り組んでいるものもあるが、保護司の方、保護司会の活動場所として、サポートセンターを年度明け早々には市内に立ち上げる予定。また、その計画の中では、再犯防止のための就労支援的なものや保護活動についても充実をはかっているということで、ここは再犯防止推進計画を睨みながら、取り上げていこうと考えています。

【委員】

資料2-2で、委員もおっしゃったが、『支える側』は見えるが、『支えられる側』はこの基本目標1～4に整理できるのかなと。別の見方をすると、自治人権推進課で、まち協を支援しているが、一般の人たちはまち協であろうが社協であろうが見えている。ところが、上から見ると、社会福祉課と自治人権推進課ということで、予算が違い、福祉委員はボランティアで、まち協は補助金が出ている。『支えられる側』としては、一緒に話の中に入ってきて欲しいなと思っている。そうすると、今、大上段で、『支える側』と『支えられる側』と言っているが、先ほどのネットワークの話ではないが、何となく、行政の立場でされているような気がして、そのあたりを少し見ていかなければならないかなと思っている。

【会長】

ただいまの、基本理念の『支える側』と『支えられる側』の循環というところで、

基本目標のところでないという点は。

【事務局】

委員のおっしゃるとおり、『支える側』も『支えられる側』も福祉の目線だけでは収まらなくなってきており、市役所としても福祉だけでは収まらず、当然、住民にとっては福祉という観点だけで存在するのではなく、1人の生活者として存在しているわけなので、生活者と生活を支える行政という、広い視点の中で、地域福祉計画をどういった整理の中でするのかということも意識しながらと思っています。

【委員】

よくまとめられているなという印象。少し的外れで申し訳ないが、全般的に見ると、手厚い福祉、そちらのほうにより密度を濃くしていきましょうという方向性が相変わらずあるのではないかなど。政策には必ず予算というものがついてきて、予算には限度がある。その中で、あれもやりたい、これもやりたいというのは無理。それを考えると、大きく福祉政策みたいなものが、転換している時代ではないかなど。それは、例えば、高齢者、70歳以上、きちんと健康を維持できる努力とか、自立するように努力しているかいなかで、大きな違いが出てくる。年々、肉体的にも衰えてくるし、頭脳のほうも衰えてくる。毎日の生活の中で、そういうものがある面で鍛えられていく。日頃の訓練がない限り、できない。ところが、現実的には怠っているとは言わないが、その毎日の努力が不足していたりしている方が周りにいて、どんどん弱っていくのが目に見えている。そういうことを含めて、福祉政策の基本はやはり、例えば、老人にしても、自らを律して自立するという方向に行ってもらい、それをどう支援してあげられるか、方向付けをするという考え方をどこかで、総合計画と地域福祉計画との整合の中で、入れてもらえれば。市の方もこれだけ福祉政策をやりますよと、お助けしますよと、手厚い福祉から変わっていないような気がする。

都道府県、各市、地方自治体があると思うが、全て見ても意味がないが、それぞれの中で、非常に顕著な動きをしている地方自治体の動きを参考にしながら、新たな佐倉市としての福祉政策の方向性を見出せるようなかたちになると、第4次になる地域福祉計画も意味があるのではないかと常々考えている。

例えば、健康長寿の問題では、年々寿命が延びているが、一方では、医療費の負担がどんどん増えていく、もう限界に来ているのは分かっている。どうしたら、医療費を削ることができるのだろうと、そのあたりから発想したら、元気な高齢者の方策というのは各市の中で参考になるところがあれば、そのような要素が、佐倉市の独特の施策として浮かび上がってくるような、地域福祉計画、総合計画であろうが、そういう方向性みたいなものが少し見えてくる時代なのではないかという気がしてならない。年金もそうだし、地域包括支援センターでは、各地域でという方向になっている。予算的な限界というのは、経済的な限界が出るというところをより積極的に捉えて、もちろん弱者に対するセーフティネットは最低限必要な部分はあるが、そうでない部

分、長野の健康長寿など、地方で目立つものが出ている。本題と離れてしまったかもしれないが、日頃施策について考えていた。

【事務局】

他の自治体、市の総合計画との整合性など、目指していく方向性など研究してまいりたいと思う。

【委員】

整合性と言っても、市の総合計画も上位計画みたいになっているので、上位計画を変えられると、下の方も変わると思うが。私が3年見ている段階では、変わっていない。より細分化しているかたち。

【会長】

福祉政策として、手厚い福祉はいろいろあるが、自助の部分、予防や健康づくりとか、そういう部分もある。

【委員】

資料2-1と資料2-2を見ていると、資料2-1の第1章から第3章を踏まえたうえで、具体的な第4章がある。特に第2章は、市民意識調査や先ほどからの話を踏まえて、地域福祉の担い手や第3次計画の取り組みを取り上げている。佐倉市としてそれを踏まえて、具体的な取り組みは第4章の佐倉市の取り組みの中で、基本目標1～4に出している。

特に、資料2-1の中で、第4章の「5 計画の進行管理」については、資料2-2の中には載っていない。しかし、これはすごく重要。継続の概要だからこれを載せるべきだし、このあたりの計画の進行管理をどの部署で、どういうかたちでやるのかというのを、きちんと精査したほうがいいような気がする。

資料2-2で、先ほど委員から質問があったが、そのとおりで、基本目標1と2が公助で、基本目標3と4は自助・共助に分類されると思う。その中で、委員も言っていたが、基本目標1の中で、生活困窮者の自立支援を特化して書いてあるということの意味は、先ほどの説明で理解はするし、重要なことで、これから課題になる人たちがいる、なるかもしれない、大事なことだが、この生活困窮者の自立支援だけが各福祉分野の取組・連携を進める中で、いかななものかというまではいかないが、ここだけ特化して上げるのがいいのか。

②包括的な支援体制の構築の中に、各福祉分野の連携、庁内連携の強化があるが、これは前から話していて、絶対に庁内連携の強化が必要という中には、基本目標2の中に書いてある取り組みで、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、さらには、児童青少年課だと思うが、昨今、非常に問題になっている、児童虐待や家庭の問題を相談する窓口を含めて連携をする。そういう意味

で、基本目標 1、②の各福祉分野の連携、庁内連携の強化を捉えたが、それでいいのかどうか。そういうことなのか。

それと関連するのは、基本目標 2 の中に、児童虐待の窓口の相談、船橋市は今回開設する意向を明らかにしたようだが、本来なら児童相談所を佐倉市にも設けることができればいいが、予算的なものもあるだろうから、なかなかそうもいかないと思うが、体制を活かす意味では、児童虐待の問題もこの中に入れておくべきだと思った。

基本目標 3 だが、先ほどの委員の質問と同じだが、①～③を書いた中で、事の生業が少し違うのかなと、①地域福祉推進団体への助成ということをすごく重要視しているが、②福祉団体への助成、③各種団体の福祉活動の推進とある。①は分かるが、②の福祉団体への助成が、特徴的なものとして、更生保護活動への助成で、社会福祉課で関わっている、保護司の活動、「社会を明るくする運動」への協力などを特徴的に書いてあると思うが、福祉団体への助成はこの範疇ではない。自助・共助の関係からすると、この範疇ではないのではないかと思った。

基本目標 4 で、②民生委員・児童委員活動の支援ということで、民生委員・児童委員の成り手が少ないという原因の 1 つは、活動があまりに多岐に渡り過ぎている。これは無理もないが、行政にすれば、こういう地域の問題については、関わりがあるのは民生委員だから、これも民生委員、これも民生委員と、みんな民生委員に関わってくることになっている。民生委員はそこまでできない。だいたい 170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯を対象にしている。災害時の要支援も民生委員、そんなことできるわけがない。このあたりの書き方は、現況、できる・できないは別にして、広く住民に協力を求めるという意味では、自助・共助の観点から、自治会を巻き込む、あるいは、地区社協（地区社会福祉協議会）を巻き込む、そういう体制が絶対に必要だと思う。民生委員さんをここに特徴的に大きく書いてあるから、行政の文書としてはこれではいけないのかなと思うが、こういうことを正面に出すと、民生委員さんが余計に負担に感じてしまうのかなと思ったのだが…。

【会長】

今の委員の質問は、基本目標 1 の取り組みの中の生活困窮者の自立支援ということに特化しているのが、どうなのかということ。基本目標 2 では、個別計画のところ、児童虐待も入れたほうがいいのではないか。基本目標 3 では、①の地域福祉推進団体への助成は分かるが、②福祉団体への助成はここに入れるべきものなのか。基本目標 4 では、取り組み②の民生委員・児童委員活動の支援だけに特化して書くと、成り手もないということで、どちらかという、民生委員も自治会と連携、自治会の中にも協力員を置いたり、民児協（民生委員・児童委員協議会）自身も民児協の定例会などで、仲間意識を持ってやっていくようなかたちにして。いいこともある。これだけ書かれるということもある。ただ、社会福祉課が担当しているということもあると思う。

【委員】

民生委員のステイタスなどのいい意味ではいいのではと思うが、現実にはいろいろなことを考えると…。

【事務局】

ご指摘のとおりで、作りが社会福祉課目線の焦点の当て方になっているかもしれない。今回、今段階の骨子ではこういうかたちになるが、焦点の当て方、生活困窮は本当に特化して書くべきなのか、それとも、児童虐待ネットワークなどいろいろある中の1項目のレベルに落とし込んでいくのか、考えていかなければならないと思っている。

【事務局】

今回、骨子案は、社会福祉課で対応できるものしか書いていない。今後、冒頭にお話をさせていただいたが、庁内で、どこまで書き込めるかという課題もあるが、そういう庁内組織を作って、どのように対応するかということを検討していきますので、その段階で、横のつながりというのものも、入ってくるようにしたいと思っている。

【委員】

そのあたりが見えてくれば。

【事務局】

福祉団体への助成、民生委員・児童委員活動への支援についても、今、お話をしたとおりです。

【委員】

今回、資料2-2が出てきて、少し具体的にいろいろなことが分かってきた中で、これから細かい点については、積み上げていくということでもいいか。

【事務局】

これから作っていく中で、どの程度まで書き込めるかというのが、庁内の、実際の計画の体制がどこまで実効性があるものとして整っていくかによって、この地域福祉計画の書き込める内容の具体性が、レベルに合わせて変わってくると思う。あまり、絶対こうやることができるということを言い切ることができなければ、こういった方向性が必要ではないだろうかという、柔らかい表現になるか、こうやると決まれば、やっていきますと書けるか。今後の調整次第だと思っている。

【委員】

そのうえで、基本目標1~4で、割と取り組み内容が細かいことまで踏み込んでい

る中で、本来だと一番重要な基本目標4の「住民参加の促進の推進」の①がとても弱いのではないかなと感じている。第3次計画の理念目標の流れは組むと言っても、もう少し具体的なことを自分であれば入れたいなというところで、私としては、地区社協（地区社会福祉協議会）活動への参加促進というのを、特に、情報の発信・啓発という意味を込めて、具体的に載せていくことはできないのかなというところ。

基本目標3の地域福祉推進団体への助成ということで、一番に社協を置いておいてくれているが、ここで社協を支援する意味合いとか、それをどう具現化するのかというあたりで、このままだと見えづらい。社協が何をやっているかというところ、地区社協と一緒に地域福祉をやっている。なおかつ、地区社協は、他にないと思うが、全市をカバーしたボランティア組織。これ以上の地域福祉団体はないのではないかと。また、市社協を支援するのであれば、さらに一緒に活動している地区社協への支援、特に、様々な市民の参加促進を訴えていただくということは、これは非常にあっていいことではないのかなと思う。特に、この基本目標4は、いわゆる計画の最終の出口というところ、具体策の提案のコーナーだと思うが、そこで具体的に何が提案できるのかというときに、今、佐倉市で、住民に市が提案できるのは、このあたりではないかと個人的には思う。あくまで、具体的な目標というところ、提案材料として、地区社協活動への参加促進というのは、言葉として入っていて欲しいなという気がしている。特に、第3次計画で、地域の活動紹介をしていますが、地区社協関係も入ってきていますし、また、中間報告の中でも、成果物という失礼だが、成果としての活動の紹介も地区社協が出てきている。そういった中では、あえてここは、そちらに大きく舵を市として切っていただいているのではないかと。もちろんそれだけとは言わないが。先ほど言ったように、全市的にカバーしているボランティア組織ですし、地区社協で言えばやはり世代交代が問題とか、あるいは、多世代の参加という点では大きな問題を抱えている。必ずしも全ての市民に認知されている状態ではないが、活動内容とすれば、まさに『支える側』と『支えられる側』の循環を意識した、支え合いサービスなり、あるいは、集いの場のサロンを住民同士のやり方で作ったりしている。そういった活動というのは、先ほど委員の説明にもあったが、民生委員・児童委員活動というところ、若干市民レベルだとハードルが高い。もう少しハードルの低い参加の手段を挙げるには、地区社協への参加促進というのは、言葉にさせていただいていいのではないかなと感じている。特に、基本目標3で、社協への支援、その支援は具体的にどういうことになるかというところ、基本目標4につながっていくようなことがあっていいのではないかなというのが現時点での意見です。

基本目標1で、細かい話で申し訳ないが、取り組み②の包括的な支援体制の構築の3つ目の→で、「市の各相談機関と市以外の相談体制（地域福祉コーディネーターなど）の関係を検討」となっているが、結論から言うと、現段階で市以外の相談体制（地域福祉コーディネーター）と決めなくてもいいのではないかなと。地域福祉コーディネーターのあり方はいろいろだが、東京などでは、しっかり市として設置をして、総合的な相談窓口になったり、あるいは、地域活動のアドバイザーになったりしている

ところもあったりするので、そのあたりも含めて、この計画作りで多少議論できればなという意味も込めて、いいのではないかなという思いをしたところです。

【委員】

関連で、今、委員が言われた意見に賛成だが、基本目標4の課題のところに、○生産年齢人口の減少、働き手の減少、○地域福祉の担い手、○高齢化をプラス思考に、○災害時に通じる繋がりということで、このあたりのところが一番大事なところだと思う。地区社協の活動そのものを充実させる、支援するというのも大事だし、それに、そういう組織的なものでなくても、例えば、社協のボランティアセンターに入っているボランティア団体もあるし、そういう地域で自主的にやっているボランティア団体、いろいろな団体がある。そういうところを全面に出して、市民の中にそういう波及効果を狙って出していくような方向も大事なのではないかと。地区社協の活動もこれからも大事だし、それ以外にまだいっぱいある。そういう部分のボランティア活動についても、支援していくということも挙げたほうがいいと思う。

【委員】

言っていたいてありがとうございます。ボランティアグループが会合を開いたりするときに、今、公民館等を借りると、お金がかかってしまう。福祉活動を行うボランティア団体等へ活動の場を提供ということを取り組みで書いてくれるのなら、少なくともそのあたりは考えて欲しい。どこからも予算をもらっているわけではないし、自分たちのお金の中で、定期的に会合を開いて、イベントを組んだりとかしている。金額的にはそんな大した金額ではないと言われるが、毎回のことなので、活動の場を提供というところも考えてくれるのであれば、検討していただければと。

【委員】

関連で、地区社協で活動をしていて、住民福祉懇談会を開催している。各地区社協でやっているところ、やっていないところ、私のところでは結構回数を重ねている。今、年齢などで、差が出るということみたいだが、戸建てとマンション住まいの人の意見とは全然違う。それは結構、課題提供を含めて、情報は上がってきている。かなり限られた情報ですので、扱い方を大事にしないといけないが、すごく見えてきている。生の声に近いかたちで、課題が拾えるかなと思っている。そういうところも、この検討の中でされればと思う。

【委員】

だいたい被る部分もあるが、基本理念は難しい。数年で達成するのは極めて難しく、意見に出ていたかもしれないが、『支えられる側』がどのように参加していくのか。今、住民参加の部分に入るのかどうかという部分だが、例えば、認知症の人が認知症の人を支援するとか、そういうことまで含めて、たぶん基本理念になっていると

思うが、その辺がもし入れられればいいかなというところ。

一番最初に感じたのは、何回か意見が出ているが、生活困窮者の関係で何かインパクトが強いような気がした。理由は説明がありまして、理解したが、そうするとそれがメインで、他のことを差し置いて、やっていかないといけないのかなというイメージ、印象を受けられる方もいるかなと。

基本目標3の取り組みで、①地域福祉推進団体への助成で社協への支援が出ている。②、③もそうだが、理念的なこと、概要的なことだけで、支援するというのは、さらに具体的なことまで入れるのか。どういうことを言っているのか。金銭的なことなのか。

【事務局】

現実的には、金銭的な支援を社会福祉協議会にはしているが、計画にどの程度の言葉までを書くかまではちょっと難しいかなと思っている。

【委員】

そうすると、②、③もそうで、特に②は意見が出ていたかもしれませんが、これだけに特化していいのかとか、もう少し全体的に、概要というか、具体的に書かないようにするのか、書くようにするのかという問題が出てくる。あとは、だいたい意見としては出ていて、私も地区社協は特に重要で、一番頼りにできる。あと、自治会。このあたりが参加してないと、なかなか連携は取れない。

最後に、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」がある。これもできるし、以前も言ったが、事務局的な、取りまとめの、コーディネートするような立場の人がいないと、なかなか難しいし、進まないと思う。やっているところもあり、いい事例ということで、ここにはもちろん書けないが、参考にしていくべきだとは思いますが、それをやるとさらによくなる。そういう気持ちはどこでもあるが、現実的に職員の人手不足、資金的な問題で、どこまでできるかというのは法人によって違ってくるというのが現実。感じたのは今のところそれぐらいです。

【会長】

ありがとうございます。今、それぞれの立場から意見をいただいたが、まだこれだけは言っておきたいという方がいれば、まだ時間があるので。

【委員】

先ほどの他の委員からの意見がヒントで、民生委員のところ、地域の人を巻き込んでいかないといけないという話があった。委員から地区社協の話が出た。住民組織の活動に、いかに住民を参加させるかというのがこの大きな狙いなのだろうと思うので、自治会にきちんと加入しようとか、自治会の活動をしよう、まち協で頑張ろう、自衛消防団で頑張ろう、地区社協で頑張ろうと言ったようなことを、ある意味では投げかけて

いく。そういうことが必要なのかなど。それ以外に、実は高齢者福祉課でまとめている、いろいろな地域の団体、300 近く、ものすごい数のものがある（佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」）、そういう活動もしていたりする。既存の住民組織に、みんな参加して手伝っていき。もう一つ、地域にもこんな団体がある。2つの柱で、みんなが参加できるのだぞというようなことがあったらいいのかなと思った。

【委員】

全く同感で、やはり地域の主体となるべきところは、自治会だと思う。自治会が、それぞれ佐倉市に約 250 あるが、温度差がある。ただ、やはり要になる必要がある。そこに地区社協もいろいろな福祉団体も、防災会もいろいろなところが入っていく必要がある。民生委員ももちろんそうだし、そういうことをどういう表現にするかは別にして、自治会の育成という用語があるかもしれないが、自治会が主体…、自治会活動の支援・協力的なことをどこかに強烈に出してもらいたい。やはり自治会というのは、何だかんだ言っても、最後はそこへ行く。民生委員だって、民児協の会議のことを、各自治会は、個人情報とは別にして、どういう会議を開いたかどうか、民生委員が各自治会の役員の中に入っていれば、役員でなくても、会議に出席するシステムになっていれば、そういう情報がもらえる。今、そうっていない部分が多いのではないかと思う。そういう意味で、民生委員の情報も、また、地区社協は福祉委員が 14 ある福祉団体で、70 人、80 人、多いところでは 100 人以上、福祉委員がいる。自治会と直接絡んでいる人というのは何人もいない。しかし、地区社協で何かあったという報告を、福祉委員が自治会にきちんと報告していれば、つながりもできる。いろいろな意味で、自治会というのは大事。なので、私は要を自治会に置いて、その中で、各種ボランティアもつなげていけば、いいかな。もちろん、地区社協も重要な要として、いろいろな自治会の協力を得なければならないことはたくさんある。そういうことにつながりで、文書に書くとしたら、今、言ったようなニュアンスを含めて、書いてもらいたいなど。

【会長】

ありがとうございます。いろいろと話し合いをしていくと、行き着くところは自治会単位が一番大事というところに思いますので、みなさんの意見、本当にいろいろな意見ありがとうございました。また、来年度の「第4次佐倉市地域福祉計画」策定まで、まだまだ事務局から提案を受けながら、進めていきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は、いろいろとご意見ありがとうございました。

3. 閉 会